

---

◎意見書案第 6号 B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第15号、意見書案第6号 B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

10番、小西秀延議員。

〔10番 小西秀延君登壇〕

○10番（小西秀延君） 意見書案第6号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書（案）

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書（案）

我が国にはB型肝炎150万人、C型肝炎200万人ほどの感染者・患者がいると推定され、その大半は集団予防接種や治療時の注射針・筒の使い回し、輸血、血液製剤の投与などの医療行為による感染が原因とされる。このような感染被害の拡大を招いたことに対する「国の責任」と、肝炎患者を救済する責務を明記した肝炎対策基本法が平成22年1月施行された。

しかし、今なお感染被害は償われず、多くの患者が肝炎の進行と高い医療費負担、差別などに苦しめられ、毎日約120人もの肝炎患者が亡くなっている。「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法、（以下「C型肝炎救済特別措置法」という。）」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（以下「B型肝炎特別措置法」という。）」が成立し、裁判を通じて補償・救済される仕組みができた。しかし、カルテや明確な証明が必要なため、裁判に出して救済されるのはほんの一握りにすぎない。

また、母子感染ではないとの証明などができないB型肝炎患者の大半には補償・救済の仕組みがない。肝炎治療費への十分な支援策がないため、医療費が払えずに治療を断念せざるを得ず、重症化し、命の危険にさらされる患者も少なくない。

このように現行法によって法的救済、補償を受けられる患者はごく一部であり、注射器の使い回し、輸血、薬害によるB型・C型肝炎患者に対して、国が感染被害を償い、いつでも、どこでも安心して治療を続けられるために、肝炎治療と命を支える公的支援制度を確立することが求められている。

よって、国においては、肝炎対策基本法に基づいて、B型・C型肝炎患者を救済するため、次の事項について速やかに必要な措置を講ずるよう強く要請する。

記

1、肝炎対策基本法に基づき、B型・C型肝炎の患者に対して健康手帳や支援金を、これらの

肝炎による死亡者に対して一時金を支給するなど、救済に必要な法整備、予算化を進め、肝硬変、肝がん患者への障害者手帳の交付基準の改善や、経済的負担の持続的な軽減を図ること。

2、「B型肝炎特別措置法」については、母子手帳や予防接種台帳以外の記録や患者、家族の証言、証明などにより集団予防接種が原因と見られる患者を幅広く救済できるよう、弾力的に運用すること。

3、「C型肝炎救済特別措置法」については、カルテ以外の記録や患者、家族の証言、証明などにより、特定血液製剤を使用した可能性のある患者を幅広く救済できるよう弾力的に運用すること。

4、治療薬、治療法の開発や治験の迅速化を図るとともに、肝炎ウイルス検査の徹底と診療体制の充実を進め、早期発見、早期治療につながる施策を充実させること。

5、B型・C型肝炎に対する偏見や差別の解消を図り、肝炎の根絶を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第6号 B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、意見書案第6号は、原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。